

# 第 1 回研究会の議論の概要

---



## 【規律密度の緩和】

構成員意見	事務局回答
<p>地方自治法の規律密度を下げる方向性については賛成である。政省令や告示に委任するのであれば、地方自治法に委任の根拠を明記するべきではないか。また、地方公共団体の条例や規則に委任する場合、条例の例、条例準則に相当するものを技術的助言として地方公共団体に示す必要があるのではないか。（小西構成員）</p>	<p>○ 規律密度を緩和する方向で検討する。</p> <p>○ 法律で定めること、政省令で定めること、告示すること等、様々な手法が考えられるが、国の法令でどこまで規定するべきかを個別に検討して振り分けをしていく。</p>
<p>現在は、地方自治法に規定しすぎであると考えており、今後の方向性としては、柔軟な規範設定ができる政省令への委任やガイドラインの提示をしていくのが適当ではないか。一方で、指定金融機関の担保提供のように法律で定めるべき事項もあると考えており、国との関係では例外的な仕組みも含めて、どのような規範範囲を政省令等に委任していくのかを個別に検討していくべきではないか。（木村構成員）</p>	<p>○ 条例準則は、平成12年に廃止する方向で見直しがなされたが、条例の例を提示したこともあるので、柔軟に国としての考え方を示すこともあり得る。</p>
<p>法律事項から政省令に委任する事項をどうするか、法律で規定する事項と条例で規定する事項の関係をどうするかといったことがポイントであるが、それは結果であって、例えば、取引手段が多様化した際にそれを取り入れていくのかとか、新たな決済事業者の信頼度をどのようなプロセスで審査して国と地方公共団体が共に新たな社会的要請と知見を取り入れていくかという、政省令に委任する前段階のことが重要ではないか。（山本構成員）</p>	<p>○ 個別の制度ごとに国との連動性、住民等の関わり、経済主体との関わり等を洗い出し、マトリクスとして整理しながら、個別の分野ごとの検討の方向性を提示する。</p>
<p>財務会計制度の見直しの方向性として条例等に委任していくというのもあり得るが、基本的には、民主的なコントロールは相対的に乏しくてもよいのではないか。すべからく民主的統制、住民の権利・義務という観点に直結させることにはやや抵抗を感じる。（木村構成員）</p>	<p>○ 民主的なコントロール、法律による行政の原理に対して、政省令等への委任がどの程度許容されるのか、検討する。</p>

## 【地方公共団体の公金管理リスク】

### 構成員意見

地方公共団体がリスクを負うことは税負担によることになるものであり、最終的には納税者である国民全体が引き受けることになるものであって、だから地方公共団体等がリスクを引き受ければよいという主張はにわかに正当化し難いのではないか。一方で、従来の公金管理はリスク回避が強調され過ぎていて、効率的に運用されていない可能性がある。適切なリスク管理を行えばやれることが増える可能性もあることから、着地点を探しつつ継続して議論していくべきではないか。（片桐構成員）

これまでは特定の公務員や指定金融機関等が公金を取り扱うこととされており、違法・無用な支出を避けるべきというスタンスに立っていたのが伝統的な財務会計制度であった。それを改正しようとしているのであれば、それに変わる担保手段を積極的に議論する必要があるのではないか。手続的な観点を含めて現代的な変容に対する担保手段を考えていくべきではないか。（木村構成員）

地方公共団体がリスクをとるということは、経済活動を活発にやれということになりかねないが、そのような地方公共団体が利潤を追求する活動をしてよいのか、地方公共団体の存在意義自体に関わることなので、簡単に結論が出せる問題ではないと考える。一方で、今までリスクを最小化することに傾注するやり方をしてきたのであれば、それが地方公共団体にとって効率的な財務実務の運営のあり方なのか、リスクを最小化することは、実は地方公共団体にとって多大なコストを要している面があるのではないか、住民の利便性を犠牲にしている部分があるのではないかということが懸念されるところであり、リスクを最小化するという考え方を改める必要があるのではないか。また、この考え方において地方公共団体の事務処理の効率性や住民の利便性が達成できるのかを検証する必要があるのではないか。（山本構成員）

### 事務局回答

- 地方公共団体が負うリスクの担保策の検討と併せ、事務処理の効率性、住民の利便性も意識したリスク分配の在り方を議論する。

## 【決済事業者等の公金管理リスク】

構成員意見	事務局回答
<p>地方公共団体、住民、銀行の間でどのような決済手段がとられているのかについて実態を把握すべきではないか。その上で、新たな決済手段を提供する事業者を利用した場合の決済上のリスクがどこにあるのか、それが顕在化したときに誰が負担すべきなのかの見通しを立てるべきではないか。（片桐構成員）</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ それぞれの決済手段におけるリスクを洗い出し、議論する。</li><li>○ 国、地方公共団体として、新たな決済事業者等の健全性を確保する方法を検討する。</li><li>○ 新たな決済手段に柔軟に対応できるように、それぞれの決済手段への対応を一定程度示す。</li><li>○ 決済事業者等のリスクへの対応について、プラットフォームの構築・活用ができないか今後検討する。</li></ul>
<p>コンビニ収納は、個人情報保護の観点から問題になることがあり、その問題について、例えば小規模町村においてもそれぞれの個人情報保護審査会に諮問され処理されているような実態を踏まえると、コンビニ収納に付随する事務のリスクといった決済上のリスク以外のリスクの観点があるのではないか。（片桐構成員）</p>	
<p>決済上のリスク等がある一方で、決済手段は住民の生活の自由・利便性に直結することでもあり、どの決済事業者を選んでいくのかということも重要な観点であることから、その意味においては積極的に検討していただきたい。（片桐構成員）</p>	
<p>信頼できると評価されてきた決済事業者でもトラッキング等により経営が一挙に傾くこともあり得るため、プラットフォームとか地方公共団体の連帯によりそのリスクを保険的に措置するスキームが必要なのではないか。（高橋座長）</p>	

## 【公金決済を行う者の適格性】

構成員意見	事務局回答
<p>国でいえば日本銀行、地方公共団体でいえば指定金融機関を指定し、公金の収納等を扱わせているが、銀行が信頼できる機関であることが前提の制度であると考え。今後、新たな決済手段を提供する事業者が登場したとき、その経営の健全性の判断を国が行うのか、地方公共団体がそれぞれ行うのかが論点となるのではないか。（片桐構成員）</p>	<p>○ 国、地方公共団体として、新たな決済事業者等の健全性を確保する方法を検討する。</p> <p>○ 地方公共団体による新たな認証制度を導入することは加重的な負担となるおそれがあることから、まずは同業者団体の自己認証のような制度に準拠する形を中心にその可否を検討する。</p>
<p>信頼すべき金融機関や決済システムについて、国が主導して認証を行い、地方公共団体に周知することも必要なのではないか。（小西構成員）</p>	
<p>新しい決済事業者をどのように評価するかについては、究極的には世界的な論点であり、これに重ねて、地方公共団体の収納事務のために新たな認証制度を作るということは、論点を上乘せし過ぎではないか。逆に言えば、地方公共団体の公金収納事務に使われる決済手段は安全性が高いとの認識が一般にある中で、その認証に求められる安全性とは何かということを先に挙証すべきということになりかねないのではないか。（片桐構成員）</p>	

## 【私人委託制度】

構成員意見	事務局回答
<p>私人委託の議論を行うのであれば、支出負担行為を行う首長と、支出を行う会計管理者が、それぞれを分担している制度の意義をしっかりと整理する必要があるのではないか。（片桐構成員）</p>	<p>○ 支出負担行為と支出という機能を分離し、支出負担行為を首長に、支出を会計管理者に行わせ、両者で機能を分担するという制度を整理し、それを参考として、性質に応じて事務を第三者に委ねることの利点等を議論する。</p>
<p>公金の私人委託制度の原則と例外が逆になってしまっている状態であり、原則を掲げる意義を改めて検討する必要があるのではないか。一方で、従来の原則を否定するのであればそれなりの担保手段は必要であり、その観点からすると、損害賠償責任の所在とその手続が論点となるが、その際、損害賠償責任の取扱いについて民法によることとする基本的なスタンスで足りるのかというのが根源的な問題として存在しているのであろう。（木村構成員）</p>	<p>○ 公金の私人委託ができる経費の範囲について、原則として私人に委託することを可能とすることも含め、その在り方について検討する。その際、私人委託により生ずるリスクの担保を視点として含める。</p>

## 【プラットフォームの創設】

構成員意見	事務局回答
<p>プラットフォームがない場合、小規模な地方公共団体が全てのリスクや制度を理解して、新しい決済手段を利用することは困難なのではないか。また、リスク管理についても条例や規則に委任する場合、何か起きたときの対応方針を示すべきではないか。（石川構成員）</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 公金の管理を指定金融機関が行う、公の施設の管理を指定管理者が行うなど民間の活力を前提とした既存の制度を参考として、プラットフォームとして民間との連携ができる分野がないか議論する。</li><li>○ 小規模な地方公共団体であっても財務会計に関する事務を行うに当たって、プラットフォームを活用することができないか議論する。</li></ul>

## 【デジタル技術の活用】

構成員意見	事務局回答
<p>積極的にデジタル技術を活用する方向で、財務のコントロールができるようにならないかという視点もあるのではないか。デジタル技術を踏まえた統一的なスキームを構築すれば、例えば、地方公共団体間の比較可能性を更に高度化していくこともあり得るのではないか。（山本構成員）</p>	<p>○ 財務分野におけるデジタル技術の活用について、地方公共団体における実態を踏まえ、議論する。</p>

## 【住民福祉向上の観点】

構成員意見	事務局回答
全体の視点として、住民の福祉の向上、住民のサービスの向上といった視点を強調すべきではないか。（小西構成員）	○ 資料作成において、住民の福祉の向上、住民の福祉の向上といった視点が強調されるよう工夫していく。